

仙台市職員共済組合非常勤嘱託職員就業規則

平成30年3月2日
仙台市職員共済組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、仙台市職員共済組合(以下「組合」という。)に常時勤務することを要しない嘱託職員(以下「非常勤嘱託職員」という。)の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 非常勤嘱託職員の就業に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において非常勤嘱託職員とは、組合の行う業務について、一般的な労務を提供する者であって、第4条に規定する期間を定めて組合に雇用される者をいう。

(採用)

第3条 非常勤嘱託職員の採用は、選考によるものとする。

2 非常勤嘱託職員の採用に当たっては、履歴書、写真、その他理事長が指示する書類を提出させるものとする。

(任用期間)

第4条 非常勤嘱託職員の雇用期間は、原則として年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)を超えないものとする。

2 理事長は、任用期間内の勤務成績が良好な非常勤嘱託職員について、その任用を更新する必要があると認めるときは、任用期間満了後、引き続きその任用を更新することができる。

3 前項の規定による更新は、その者が66歳に達する日の属する年度以後の期間について行うことはできない。ただし、新たに非常勤嘱託職員となった年度の末日において64歳以上である者については、同日から2年を超えない範囲内で、その任用を更新することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事長が業務運営上特に必要と認めたときは、非常勤嘱託職員の年齢にかかわらず、その任用を更新することができる。

(解雇)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇とする。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 業務上の事由により雇用の継続が困難になったとき
- (5) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (6) 職員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (7) 罪を犯し、禁固以上の刑に処せられたとき

(服務)

第6条 非常勤嘱託職員は、組合の公共的使命を自覚し、公平誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 非常勤嘱託職員は、その職務を遂行するにあたっては、法令、規則等を遵守し、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 非常勤嘱託職員の服務に関しては、この規則に定めるもののほか、仙台市非常勤職員（非常勤職員の身分取扱要綱（平成元年3月24日市長決裁）の適用を受ける職員。以下同じ。）について定められているものの例による。

（禁止事項）

第7条 非常勤嘱託職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 組合の名誉をき損し、又は利益を害すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (3) 理事長の許可を得ないで他の業務に就くこと。

（証人等になる場合の措置）

第8条 非常勤嘱託職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表しようとする場合は、理事長の許可を受けなければならない。

（勤務時間等）

第9条 非常勤嘱託職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、1週間につき30時間を超えない範囲内において事務局長が定める。

（超過勤務）

第10条 業務のため臨時に必要なときは、非常勤嘱託職員に対しその勤務時間を超えて勤務することを命ずることができる。

（年次有給休暇等）

第11条 非常勤嘱託職員の年次有給休暇、有給休暇及び無休休暇は、仙台市非常勤職員について定められているものの例による。

（就業制限等）

第12条 非常勤嘱託職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、医師の診断に基づき就業を制限又は禁止することができる。

- (1) 伝染性疾患又は精神性疾患にかかり、又はその疑いがあるとき
- (2) 就業により病状が悪化する恐れのある疾病にかかったとき
- (3) 非常勤嘱託職員の同居者若しくは近隣者が伝染病の疾病にかかり、又はその疑いがあるとき、適正な予防措置が講じられるまでの必要な期間

（災害補償）

第13条 非常勤嘱託職員の災害補償に関しては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定するところによる。

（賠償責任）

第14条 非常勤嘱託職員が故意又は過失により組合に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を弁償させることがある。

- 2 前項の弁償額は、その都度理事長が定める。

（給与の種類）

第15条 非常勤嘱託職員に支給する給与の種類は、給料、通勤手当、超過勤務手

当及び休日給とする。

(給与の支払等)

第16条 給与は、現金で直接非常勤嘱託職員にその全額を支払うものとする。ただし、非常勤嘱託職員からの申出があるときは、給与の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

3 給与の支給日及び支給方法等については、仙台市非常勤職員について定められているものの例による。

(給料)

第17条 非常勤嘱託職員には、所定の勤務時間における勤務に対する報酬として、給料を支給する。

2 給料の額は、月額によるものとし、理事長が別に定める。

(通勤手当等)

第18条 通勤手当、超過勤務手当及び休日給に関しては、仙台市非常勤職員について定められているものの例による。

(給料の減額)

第19条 非常勤嘱託職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合のほか、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給料を減額して給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給料額は、仙台市非常勤職員について定められているものの例による。

(病欠者及び休職者の給与)

第20条 病欠欠勤者の給与については、仙台市非常勤職員について定められているものの例による。

(旅費)

第21条 非常勤嘱託職員が業務により出張する場合は、必要な旅費を支給する。

2 旅費の種類、支給方法等については、職員等の旅費に関する条例(昭和27年仙台市条例第32号)の適用を受ける1級の職員について定められているものの例による。

(その他必要な事項)

第22条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。